

〈別紙 1〉

介護老人保健施設・船橋ケアセンターのご案内及び重要事項説明書

(2026年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：船橋ケアセンター
- ・開設年月日：平成5年11月1日
- ・所在地：船橋市高野台5丁目741-6
- ・電話：047-449-7007 ・FAX：047-449-7011
- ・管理者名：山吹 啓介
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1252880037号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

〔介護老人保健施設・船橋ケアセンターの運営方針〕

介護老人保健施設・船橋ケアセンターは、介護保険法及び関係法令に基づき、要介護状態と認定された利用者に対し、個人の能力に応じた自立した生活が送れるように支援するとともにご家庭への復帰を目指し、様々な介護保健施設サービスを提供できるように、職員一同万全の体制をもって事業の運営にあたります。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1	1		利用者の診療・健康管理等に関すること
・看護職員	10	8	1	利用者の健康チェック、健康指導等
・薬剤師		2		医薬品のチェック、服薬指導など
・介護職員	36	21	6	利用者の介護全般業務、介護指導等
・支援相談員	4			利用者及び家族の相談、情報提供等
・理学療法士	11			利用者の機能回復訓練、指導等
・作業療法士	4			利用者の作業回復訓練、指導等
・言語聴覚士	1	1		利用者の言語、嚥下障害の訓練、指導等
・管理栄養士	3			栄養の管理及び指導、献立表作成等
・介護支援専門員	1	1		介護認定者のケアプラン作成、調整
・事務職員	7			施設会計、公文書作成及び保管、施設管理
・その他		7		

(4) 入所定員等 ・定員 120名

・療養室： ・個室 6室

・多床室 29室

(5) 通所定員 50名

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案

③ 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案

④ 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。）

朝食 8：00～ 8：30

昼食 12：00～12：30

夕食 18：00～18：30

⑤ 入浴

一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

入所利用者は、週に最低2回ご利用頂きます。但し利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。

⑥ 医学的管理・看護

入所中は、施設長（医師）が主治医となり、薬の処方等医学的管理を行います。

⑦ 介護（退所時の支援も行います）

⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑨ 相談援助サービス

⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

⑪ 理美容サービス（原則月1回実施します）

⑫ 行政手続代行

⑬ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・北総白井病院

・白井市根 325-2-1 電話047-492-1001

・協力歯科医療機関

・タマキ歯科医院

・白井市富士 1-59 電話047-446-9900

※入所中に他の医療機関へ受診を希望する場合は、施設長の許可と紹介状が必要になります。

※緊急時の連絡先

・緊急の場合には「船橋ケアセンター利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡致します。

・利用申込書、船橋ケアセンター利用契約書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡をして頂き、再提出をお願い致します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会の際は、2階・3階のサービスステーションにお申し出下さい。

面会時間： 月曜日～金曜日 10:00～18:00

土曜、日曜、祝日 10:00～17:00

※感染症対策のため対応時間等が変更となっておりますので

随時ホームページ等にてご確認ください

- ・外出、外泊の時は、事前にサービスステーションへご相談ください。
- ・火気の取り扱いにはご注意ください。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・設備・備品の取扱いは、丁重にお願いいたします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは事前にご相談ください。

※持ち込みされた所持品・備品等の紛失・破損等に関しましては、当施設において一切の責任は負えません。

※持ち込みされた所持品・備品等の使用に関しまして、スタッフの指示に従っていただきますようお願い申し上げます。

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために以下の事項は禁止させていただきます。禁止事項が守られない場合は、利用解除・終了となる場合がございます。

- ・金銭、貴重品等の持ち込み
- ・危険物等の持ち込み
- ・飲酒及び飲食物の持ち込み
- ・宗教活動
- ・特定の政治活動
- ・営利行為
- ・喫煙（敷地内禁煙）
- ・ペットの持ち込み

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、水バケツ等
- ・消災訓練 年2回（夜間想定訓練1回含む）

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

（電話：047-449-7007 内線：116・117）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただく事もできます。

8. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

9. 介護保険給付以外に自己負担金としていただくものがあります。

詳細は、別紙にてご説明いたします。

10. 送迎について

- ・通常の送迎の実施区域は、船橋市、白井市、鎌ヶ谷市です。
- ・当施設の職員が、室内での介助は行わないことになっておりますのでご了承下さい。

〈別紙2〉

船橋ケアセンター施設利用サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるのかという施設サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人、利用者の家族、利用者の後見人の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が、機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス

当施設入所中も明るい家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように、常に利用者の立場に立って運営しております。

3. 利用料金

(1) 基本料金

・施設利用料

※介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

※詳細は、別紙『施設利用料のご案内』にてご確認ください。

(2) 各種加算 利用料金表もご参照ください

・退所時栄養情報連携加算

月1回を限度 70単位

特別食を必要とする又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者について管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合

・再入所時栄養連携加算

1回限り 200単位

入所者が退所し、医療機関に入院した場合であって、退院後に再度入所する際、退所前の栄養管理と大きく異なるため、施設と医療機関の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合

- ・ターミナルケア加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した方に対し、計画を作成した上でターミナルケアを行った場合

・死亡日以前 31 日以上 45 日以下	1 日につき	72 単位
・死亡日以前 4 日以上 30 日以下	1 日につき	160 単位
・死亡日以前 2 日又は 3 日	1 日につき	910 単位
・死亡日		1900 単位

- ・訪問指導、情報提供等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

・入所前後訪問指導加算Ⅰ	1 回につき	450 単位
--------------	--------	--------

入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を作成した場合

・入所前後訪問指導加算Ⅱ	1 回につき	480 単位
--------------	--------	--------

入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を作成、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

・試行的退所時指導加算	1 回につき	400 単位
-------------	--------	--------

退所が見込まれる入所期間が 1 月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合

・退所時情報提供加算Ⅰ	1 回限り	500 単位
-------------	-------	--------

居宅へ退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供し、紹介を行った場合

・退所時情報提供加算Ⅱ	1 回限り	250 単位
-------------	-------	--------

医療機関への退所後、当該医療機関に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供し、紹介を行った場合

・入退所前連携加算	1 回限り	(Ⅰ) 600 単位 (Ⅱ) 400 単位
-----------	-------	-----------------------

入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に退所後利用を希望する介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅におけるサービスの利用方針を定めた場合

・訪問看護指示加算	1 回限り	300 単位
-----------	-------	--------

退所時に老健施設の医師が診療に基づき、訪問看護事業者に対して訪問看護指示書を交付した場合

・協力医療機関連携加算	1 月につき	(1) 100 単位 (2) 5 単位
-------------	--------	---------------------

相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合

- ・栄養マネジメント強化加算 1日につき 11単位
入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合
- ・経口移行加算 1日につき 28単位
医師の指導に基づき、現在経管での食事を摂っている入所者ごとに経口での食事に移行する計画を多職種共同で作成、実施した場合
- ・経口維持加算 1月につき（Ⅰ）400単位（Ⅱ）100単位
現に経口により食事を摂取する入所者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合、多職種が共同して経口による継続的な食事の摂取を進めるための計画を作成している場合
- ・口腔衛生管理加算 1月につき（Ⅰ）90単位（Ⅱ）110単位
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所者に対して口腔衛生の管理を行い、介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算 退所時に1回限り
（Ⅰ）イ 140単位（Ⅰ）ロ 70単位（Ⅱ）240単位（Ⅲ）100単位
入所者のかかりつけ医と老健施設医師が連携し、薬剤の評価・調整を行い服用薬剤が減少した場合
- ・緊急時治療管理 1月に1回連続する3日を限度 518単位
入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合
- ・所定疾患施設療養費 1月に1回連続する10日を限度 480単位
肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 1月につき（Ⅰ）53単位（Ⅱ）33単位
入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し計画の見直しや実施に当たって当該情報を多職種共同で活用していること
- ・高齢者施設等感染対策向上加算 1月につき（Ⅰ）10単位（Ⅱ）5単位
協力医療機関等と連携し感染症対策に関する研修・訓練に参加、指導を受けた場合
- ・新興感染症等施設療養費 月5日を限度 240単位
厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該入所者に対し適切な感染対策を行ったうえで該当する介護サービスを行った場合

- ・生産性向上推進体制加算 1月につき (Ⅰ) 100単位 (Ⅱ) 10単位
見守り機器等のテクノロジーを導入・活用し、利用者の安全や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取り組みを行った場合
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ
提供総単位数に9.7%を乗じた単位数

(2) その他の料金

- ①食費 朝食：550円 昼食：800円 夕食：650円
- ②居住費 1日当たり 多床室：670円 個室：2,000円
- ③個室・特別室料 1日当たり 2,200円
テレビ、流し台、冷蔵庫 等
- ④理美容代 2,500円～
- ⑤私物クリーニング代 (外部委託) 1,600円／1袋
- ⑥電気使用料 (税込み) 1日につき55円

(3) 支払い方法

- ・毎月16日 (現金)、22日 (口座振替) に前月分の請求書を発送いたします。
窓口でお支払いただいた際にはその場で領収書を発行いたします。
- ・お支払いは、原則銀行口座振替にてお願い致します。振替日は請求した翌月の8日となります。難しい場合は、現金、銀行振り込み等のご相談をいたします。その場合は請求した月の末日までにお支払ください。